

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題と認識し、その体制強化に努めており、取締役会が経営の意思決定を迅速かつ適正に行い、厳しい事業環境に適確かつ機動的に対応できるようにしております。また、諸施策の推進、問題の速やかな解決に向け、経営執行の迅速化、コミュニケーションの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-2-4〕

当社では、海外投資家の比率が2.21%（平成29年2月末現在）と低いため、招集通知の英文化を行っておりません。今後、株主構成の変化に応じ、検討してまいります。

議決権電子行使プラットフォームへの参加は、導入の検討を含め、今後の課題としております。

〔補充原則3-1-2〕

当社では、海外投資家の比率が2.21%（平成29年2月末現在）と低いため、招集通知の英文化を行っておりません。今後、株主構成の変化に応じ、検討してまいります。

〔補充原則4-1-3〕

取締役会は、最高経営責任者の後継者の計画を経営の重要課題と認識しております。後継者の選定は、企業理念の実践、経営幹部に必要とされる各条件、貢献、経験、個別能力等を踏まえ、候補者の選定・育成を行います。育成プランについては今後検討してまいります。

〔原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)〕

業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しています。また、取締役会や経営会議等で承認された提案内容の実行は、各事業分野の担当取締役や執行役員が中心となり、その実行責任を担っています。

当社の経営陣の報酬は、現在「報酬の決定方針」の範囲内で適切に支払われていると認識しています。

また、適切なインセンティブ付けを行うための業績連動型報酬は今後業績などを考慮し必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-2-1〕

取締役の報酬は、業績を勘案し、株主総会で承認の枠内（取締役は年額1億5千万円以内、監査役は年額3千万円以内）で決定しています。中長期的な業績連動報酬は今後業績などを考慮し必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-11-3〕

取締役会の実効性の評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて、今後検討する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4. いわゆる政策保有株式〕

現在、政策保有株式として上場株式を保有しておらず、現時点で政策保有株式として上場株式を保有する予定はありません。

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競合取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、ホームページやCSR報告書を通じ、企業理念や経営計画などの様々な情報を発信しています。

(2) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の透明性を高め、公正な企業活動を実施して、企業価値、株主価値を継続的に維持向上させていくことであると認識しています。なお、本内容は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書「I-1. 基本的な考え方」に開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知等に開示しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針・手続きについては、当社の企業理念の実践、経営幹部に必要とされる各条件、貢献、経験、個別能力等を踏まえ、総合的に判断し指名を行っています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任及び指名の説明については、株主総会招集通知に個々の略歴を記載しており、また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しております。

[補充原則4-1-1]

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款に定められた事項のほか、重要な意思決定の項目は「取締役会規則」で定め、運用しています。また、任意の機関として業務執行取締役および執行役員で構成される「経営会議」を設置し、取締役会の付議事項に関する事前審議ならびに付議事項以外の重要事項を決定し、経営判断の効率化を図っています。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、経験や専門性等を踏まえ、会社法や株式会社東京証券取引所が定める基準を満たす候補者を選定しています。

[補充原則4-11-1]

当社は、取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、企業理念の実践、経営幹部に必要なとされる各条件、貢献、経験、個別能力等を踏まえ総合的に判断し指名の手続きを行っています。また、社外役員に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い選定しています。当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任及び指名の説明については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に個々の略歴を記載しており、また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しております。

[補充原則4-11-2]

社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役・監査役の他社での重要な兼職状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等において毎年開示しています。

[補充原則4-11-3]

取締役会の実効性の評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて、今後検討する予定であります。

[補充原則4-14-2]

当社は、取締役及び監査役のトレーニングについては、自らの役割を十分に果たすべく、適宜、各種セミナー、勉強会、異業種交流会等に参加し、必要な知識の習得や自己啓発、研鑽に努めることを推奨しています。また、専門家や外部アドバイザー等からの情報提供や意見交換による研鑽にも努めています。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR担当部署として経営企画室を設置し、経営企画室長が責任者として職務を執行しています。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主及び国内外投資家に対して電話会議や個別ミーティング等を実施しています。

[補充原則5-1-1]

株主との対話（面談）については、主に経営企画室長、およびIR担当者にて行っています。また、株主の希望に応じて、取締役が面談に対応しています。

[補充原則5-1-2]

(1) 株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、代表取締役社長直轄の部署として、経営企画室をIR担当部署として設置し、経営企画室長がその職務を執行しています。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

対話を補助する各部の有機的な連携の為、IR担当部門の責任者は、各会議の主催並びに他部署主催の会議へ出席し連携を図っています。

(3) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み

事業報告書を作成し株主に配布するとともに、ホームページに専用ページを設け、情報発信に努めています。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

IR活動により得られた様々な情報は、代表取締役及び各担当取締役へのフィードバックを行うとともに、その内容に応じて各部門へ報告し、情報共有を図っています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、エス・バイ・エルグループ インサイダー取引の防止及び重要情報の管理に関する規程に従い、厳重な管理を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヤマダ電機	105,650,000	51.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,160,000	1.54
キンシタ建資株式会社	2,614,000	1.28
株式会社LIXIL	2,546,572	1.24

カブドットコム証券株式会社	2,418,000	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,125,000	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,776,000	0.87
楽天証券株式会社	1,688,000	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	1,675,000	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	1,544,000	0.75

支配株主 (親会社を除く) の有無	----
親会社の有無	株式会社ヤマダ電機 (上場: 東京) (コード) 9831

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保し、少数株主の保護を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

株式会社ヤマダ電機は、平成23年10月に公開買付け及び当社の第三者割当増資を実施し、平成29年2月28日時点で当社の株式を105,650,000株 (議決権株数の51.90%)を保有しており、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当します。

当社と株式会社ヤマダ電機は、両社の更なる成長・発展、及び企業価値の向上に資するため、平成23年11月に両社間に業務提携契約を締結しています。また当社は、株式会社ヤマダ電機との連携を一層強化し、強固なパートナーとして相互の企業価値向上を図るため、同社グループから非常勤取締役3名及び監査役1名の人材支援を受け入れております。

株式会社ヤマダ電機は、当社の議決権の51.90%を保有し、先に記載のように当社と業務提携契約を締結しており、加えて、当社はヤマダ電機から人的資源を受け入れていることから、同社の経営方針が当社の事業活動や経営判断において影響を与える可能性があります。同契約においては、両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重する旨を規定しており、同社とは密接な協力関係を保ちながらも、当社経営の一定の独立性は確保されていると認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
明石 裕士	他の会社の出身者											
行方 茂男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
明石 裕士	○	---	明石裕士氏は、大手証券会社の法人部門や外資系投資ファンドでの経験から、企業統治について造詣が深く、ベンチャー企業では取締役としてその実践を行ってまいりました。また、幅広い業界で営業担当役員の経験を有しています。また同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、真に独立した対場で、社外取締役としての経営判断を行っていただけることから、独立役員として指定することが適切と判断しております。

行方 茂男	○	----	行方茂男氏は、大手金融機関での経験、また司法書士事務所代表としての豊富な経験と法律に関する専門的知見を有しています。また同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、真に独立した対場で、社外取締役としての経営判断を行っていただけることから、独立役員として指定することが適切と判断しております。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と相互に連携し、監査計画や監査状況等について定期的に情報交換を行っております。また監査役は、内部監査担当部と連携し、支店・営業所での現地監査等を行うとともに、原則毎月1回会合を持ち、緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査担当部に調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
迫田 清己	公認会計士													
山寄 一夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

迫田 清己	○	---	迫田清己氏は、公認会計士として、これまでに上場会社の監査に携るなどの豊かな経験と財務及び会計に関する専門的知見を有しております。また同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、真に独立した立場で、経営監視を行っていただけることから、独立役員として指定することが適切と判断しております。
山寄 一夫	○	---	山寄一夫氏は、大手新聞社の記者として、また経営者として豊富な経験を有しています。また同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、真に独立した対場で、経営監視を行っていただけることから、独立役員として指定することが適切と判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、対象となる取締役の延べ人数と総額及び報酬限度額を年額ベースで開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年度における当社取締役の報酬支給額は59百万円、当社監査役の報酬支給額は10百万円です。取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、年額150百万円、監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、年額30百万円と決議しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

当社では監査役(社外を含む)を補佐するセクションや担当者を置いておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人を置くことができる体制としております。
また、取締役会等の開催に際して、社外取締役(社外監査役)には必要に応じ、担当部署から議案の事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営に関する重要事項の決定を主たる任務として経営会議を設置しており、開催は原則月1回、メンバーは業務執行取締役、執行役員および経営会議が指名した者で構成しており、オブザーバーとして常勤監査役も原則出席しております。会計監査については、平成25年5月28日開催の定

時株主総会において選任された有限責任あずさ監査法人と、監査契約を締結しております。

※ 監査役の機能強化に係る取り組み状況

「監査役と会計監査人の連携状況」、「監査役と内部監査部門との連携状況」および「社外監査役の選任状況」に記載の通りです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社だけの論理にとらわれず、企業社会全体を踏まえた客観的視点に立った意見・助言を得るため、社外取締役を選任しております。また、社外監査役による監査の実施により、経営の監視機能を整備しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページ上に、株主総会開催日を告知するとともに、招集通知を開示。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに専用ページを設け、有価証券報告書、決算短信及び事業報告書等を掲載。 http://www.sxl.co.jp/corporate/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	年1回「CSR報告書」を発行しております。 http://www.sxl.co.jp/ir/kankyo/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス行動規準」において、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会のステークホルダー別に規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、社内規程である「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規程」をもって、取締役及び使用人が、その職務の執行に当って、法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすための基本原則としている。

(2) 当社は内部監査機能を強化するため、社長直轄の部署として内部監査担当部を置いている。また、当社は、コンプライアンス体制の推進・強化のため、法務コンプライアンス担当部署を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、同担当部署を通じて、取締役及び使用人に対し、定期的に研修等のコンプライアンス・プログラムを策定し、これを実施する。また、事業所にも適切な組織・責任者を設け、コンプライアンス推進体制を構築し、事業所のコンプライアンス推進活動を行う。内部監査担当部は、全社業務モニタリングのための独立した組織とし、内部監査の結果については、社長に直接報告するとともに、取締役会にも定期的に報告する。

(3) 当社は、「内部通報規程」を整備し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、当社の業務に関する法令違反等の不祥事を未然に防止し、かつ、良好な職場秩序を維持することによって、顧客及び取引社会の信頼を確保するため、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化を図る。

(4) 当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を「業務分掌規程 業務分掌表」において定め、社会秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力、団体及び個人との関係を遮断・排除し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携の上、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備しており、法令並びにこれらの基準及び体制に基づき、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人が閲覧することが可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践を可能にすることを目的に「リスク管理規程」を定め、管理・運用する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、取締役会の機能を経営戦略の策定及び業務執行の監督に特化させる。取締役の職務は、取締役会が選任する本部長及び統括部長等の部門長により、取締役会の定める「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき役割を分担して、その責任と権限を明確にした上、執行されている。

(2) 当社は、経営に関する重要事項の決定を主たる任務とした、業務執行取締役、執行役員及び経営会議が指名した者により構成される経営会議を設置する。

(3) 当社は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役、本部長及び統括部長等の部門長はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、「業務分掌規程 業務分掌表」において関連事業担当部を置き、社内規則に従い、各子会社の指導を担当させる。

(2) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。

(3) 当社は、親会社との間で、親会社及び当社が両社の社会的責任を負う上場企業としての地位を互いに尊重した上で、親会社及び当社の更なる成長・発展、企業価値の向上を目指すことを目的とした業務提携契約を締結しており、かかる契約に基づく取引を実施することで、親会社との取引の適正性を確保する。

6. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(1) 当社グループは、経営効率の向上と事業の発展を目的として、「グループ会社管理規程」により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。

(2) 当社及び子会社は、毎月グループ会社会議を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。

(2) 当社は、子会社の決裁事項について、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理規程運用細則」に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。

9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「エス・バイ・エルグループ企業行動憲章」、「エス・バイ・エルコンプライアンス行動規程」を策定しており、企業集団を構成する全取締役及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、代表取締役社長と協議の上、監査役室を設置し、使用人若干名を置くものとする。

(2) 監査役室の使用人の人事に関しては、その独立性を確保するため、監査役会と事前に協議をするものとする。

11. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査役は、その職務を補助するために当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。

(2) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

13. 子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実、又は子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当社の関連事業担当部に報告する。
- (2) 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関連事業担当部が当社の監査役に報告すべき事項は、関連事業担当部長と監査役との協議により決定した事項とする。
- (3) 監査役は、必要に応じ、子会社に対し業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監視する。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して前項の報告をしたことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提出する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求し、速やかに当該費用または債務を処理する。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査担当部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査担当部に調査を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取組みとしては、不当要求等への対応を所管する部署を「業務分掌規程 業務分掌表」で定め、これらの団体及び個人との関係を遮断・排除する体制をとっています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

